

研究課題	中世近世の諸経疏の総合的調査研究
研究代表者	秋田 晃 瑞（仏教研究科博士後期課程仏教学専攻）

① 研究の目的

仏教の思想を探るにあたり、経典をどのように解釈するのが重要な問題である。その解釈の手助けとなるのが論疏であり、それによって我々の研究の視野が大きく広がるのである。その中でも日本の中世には多くの末疏が執筆された。中世という時代には、さまざまな宗派が勃興し、互いに意見を論ずることで、自らの正当性を主張するのである。

近年の研究では、日本中世の時代に欠かすことのできない思想があるとして、多くの優れた研究がなされてきた。その思想は「本覚思想」と呼ばれるものである。本覚思想を簡単に説明すれば、現実世界のありのままの相を肯定的に捉える思想である。そこにおいては草も石も仏であり、1人の凡夫は本来的に既に仏なのである。中世の末疏の中には、本覚思想特有の、極論とも言える端的文章によって書かれたものもあれば、仏法の真理を順序次第して綿密かつ丁寧に論じていくものもある。様々な思想が交錯する中で、本覚思想がどう発展し、日本仏教、日本文化にどのような影響を及ぼしたのかを知ることが研究代表者（秋田）の最大のテーマである。

中でも中世当時の戒律受容を研究することは極めて重要な事である。本覚思想の極論においては、戒律は無用と論じられることになるが、伝統的な戒律の重要性を唱えた僧も多く存在する。彼らの思想を読み解くことで、戒律無用論に陥らない本覚思想への反発、又はそれを受容しながらも、そこに陥らないようにする試行錯誤した思想を垣間見ることができると考えている。

以上の研究を進めていく為には、未だ十分に研究されていない書物や、活字化されていないもの、未見のものまでも手を伸ばして研究する必要がある。今回、机上から離れて先学の足跡を青蓮院門跡吉水蔵に尋ね、一般には閲覧することのできない書物にふれることで、研究の視野を広げたいと考えた。

② 研究の経過

7月下旬より青蓮院門跡吉水蔵文庫調査の交渉を青蓮院と行った。昨年までの実績、並びに調査の目的及び内容、撮影データの権利、持ち出す資料媒体、撮影場所、禁止事項について書面で確認していただき、後日（7月27日）、あらためて青蓮院に参詣して承諾を得た。その後、調査許可願に研究内容、本調査の目的、調査人数、日程、閲覧書物、撮影書物の許可願を青蓮院に提出し、会議で承認の後、それぞれの許可を賜った。

本調査までの間には、調査に必要なものを取り揃えた。また、古文書の取り扱い方、撮影方法や撮影人のグループ分けをし、事前の研修も行った。

そして9月14日から16日までの3日間、青蓮院内の一部屋をお借りして、本調査である資料の閲覧および撮影を行った。

撮影した書物における研究内容、成果については以下に記述する。

③ 研究の成果

以下に研究代表者および分担者の研究内容、本調査における目的と、その成果について記述する。

1) 研究内容

研究代表者（秋田）は、日本中世における戒律の在り方を研究している。これまでは、鎌倉時代に活躍し、比叡山黒谷を本拠地とした「戒家」と呼ばれるグループを研究してきた。彼らは後に叡山を下り、京都の白河を中心に布教を始めることとなるのだが、調査対象である青蓮院もまた、その布教活動の範囲に入る。そこで、青蓮院に収められている戒律の書物に、戒家に繋がる思想の一端を見ることができるのか、又はその時代の特徴ともいえる本覚思想や、特有の作法などが表れているのかどうか確認することを目的とした。

『授菩薩戒儀 白河』

本書は青蓮院に伝わる天台形式の受戒についての書物である。筆者は奥書等の記述により、法印大和尚慈胤が69歳の時に書き記したものであることがわかる。著作年代は文永4年(1267年)7月28日。所々虫食いが有り、解読難解な文字はあるが、保存状態は良好で、凡そ800年前に書かれたものとは思えない程である。

奥書によれば、本書は正嘉2年(1259年)9月1日、永舜という僧が書写し、それを法蓮上人信空が向蓮房西進に授けた本であり、足りない詞を慈胤が補い、記したものである。

本書の巻頭には円頓戒の系譜が載っている。そこには「天台菩薩会相承血脈譜 略抄 伝教大師将来」と題して、釈迦如来から始まり、南岳大師 天台大師 章安大師 智威大師 慧威大師 玄朗大師 妙楽大師 道邃和尚 伝教大師 慈覚大師 長意和尚 慈念僧正 慈忍僧正 源心僧都 禅仁阿闍梨 良忍上人 叡空上人 源空上人 信空上人 慈胤、と次第相承され、慈胤はこの後禅快阿闍梨に授けたと書き記している。この戒脈はその内容から、慈胤の師信空が元仁元年(1224年)11月28日、高山寺権律師玄朝に伝授した系譜と同じであることが言える。ただ一つ違うのは、前者では叡空から源空、源空から信空と次第相承しているような書き方であるのに対し、後者では、信空は叡空・源空の両者から相承していると書かれていることである。

著者慈胤についての詳しい経歴は定かではないが、先行研究¹⁾により、隆寛の次男で、慈賢の弟子であり、知恩院三世俊禅権僧正が灌頂弟子にあたることがわかっている。

本書の構成は、大きく分けて2つからなる。1つは「出家作法」、もう1つは「授菩薩戒儀 極略」である。以下、それぞれの内容を考察する。

①「出家作法」

題名のとおり、受戒をするにあたり、その出家の次第作法を記したものである。内容は受戒についてのものであり、相承、戒体、一得永不失など、古来から諸説ある基本的かつ重要な問題を説明をしている。おそらくは出家の内容よりも戒の功德を説くことで戒への皈依を促すものであると思われる、まずは出家の儀式をし、その後に十二門戒儀による受戒を行うのではないかと考えられる。なお、作法中に師が唱える頌「流転三界中 恩愛不能断 棄恩入無為 真実報恩者」は、現行の得度式でも使われている。

剃髪の後、衣の授受があり、その間に説法がある。

冒頭に「前ノ六段ハ是レ前方便、今正ク是レ其ノ時也。殊ニ限テ此ノ一段者、余念無ク、一心ニ之ヲ聴ク可シ」とあるが、これはおそらく天台の十二門戒儀のうち、第七授戒を指しているものと思われる、後の文章も全て天台の戒についての論述である。順を追って述べれば、まずは釈迦如来から慈胤までの戒脈が記され、慈胤は山城州愛宕郡八坂郷の康楽寺の阿弥陀如来像の前で、禅快に授戒をする。次に三攝淨戒の説明があり、戒体については「名有ル物ハ体有リ。戒体ト者、妙色莊嚴ニシテ十五夜ノ秋ノ月ノ如シ。十方世界ニ周遍セリ。只仏菩薩ノミ之ヲ見、聲聞縁覚ハ徳少ナクシテ之ヲ見ルコト能ハ不。此ノ戒法三羯磨ノ後、一刹那ノ尅ミ、受者ノ身内ニ来入ス。之ヲ戒体ト号ス。信有レバ来ル、信無レバ来不。」として、円満具足の戒体は聲聞縁覚には知ることではできず、受戒の一刹那に戒体を得ると説明される。ただ、戒体に信を直結させる点は浄土宗系統の思想であると考えられる。その後に「此ノ円頓ノ妙戒ハ、一ヒ得テ後戒を破シ、悪を作スト雖モ、永ク失セ不。」と論じ、一得永不失を説く。

最後には「余ノ戒ハ、不変真如ニシテ随縁ニ非ズ。法性ノ理ヲ離ルニ依テ常住ナラズ。此ノ戒ハ、理ニ即スルガ故ニ法性常住ナレバ、戒又常住ナリ。」という語が見られる。不変と随縁、理と事の相即を論じたものであるが、不変・随縁の思想は最澄も使うところではあり、本覚思想においても重要なタームである。また後の戒家においては、不変・随縁を戒体と結びつけて論じてゆくこととなる。

②「授菩薩戒儀 極略」

内容は十二門戒儀についてのものである。極略とは、各項目について詳説を省いているという意である。十二門戒儀とは、天台宗で扱う菩薩戒を受ける為の式次第であるが、それに十二の次第があり、浄土宗においても同内容で受戒作法をしている。

そもそもの十二門戒儀とは、中国の天台宗第六祖妙楽大師湛然によって記された書『授菩薩戒儀』(以下湛然本と略す)の内容によるものである。その次第は、第一開導・第二三歸・第三請師・第四懺悔・第五發心・第六問遮・第七授戒・第八証明・第九現相・第十説相・第十一広願・第十二勸持となっている。今回調査した書もこれになっているが、それぞれの内容は湛然本を踏まえ、それを所々引用し、自説を加えている。例えば第一開導では、「生死ノ大海ニハ戒ヲ以テ船筏ト為シ、菩提ノ広路ニハ戒ヲ資糧ト為ス。」との一文を湛然本から引用し、逆に湛然本には無い『梵網經』と『大智度論』からの引用を載せ、最後に「何

ノ行業ヲ修スト雖モ、戒ヲ以テ其ノ本ト為ス。」との自説を記している。

第十説相では、「菩薩八十戒ヲ受ト雖モ、我身ニ堪エ不ハ之ヲ置テ持タ不。十戒ノ内ニ持チ易キヲ扨取ス。惡人ナリト雖モ何ソ之ヲ持タ不載。之二加テ他宗ハ持難ク、天台ノ戒ハ持易シ。」として真俗一貫の戒相を述べ、続いて十重禁戒を説く。この十重禁戒の各名称は、一不殺人戒・二不与取戒（不偷盜戒）・三姪戒・四不大妄語戒・五不沽酒戒・六不説四衆過罪・七不自讃毀他戒・八不慳貪加毀戒・九瞋心不受懺謝戒・十不謗三宝戒となっており、名称は諸本と異なっているが、内容は基本的なものと同意である。

末尾には円仁の『顯陽大戒論』からの引用として、『菩薩瓔珞本業經』に説かれる「又復法師能於一切國土中。教化一人出家受菩薩戒者。是法師其福勝造八萬四千塔。況復二人三人乃至百千福果不可稱量。其師者夫婦六親得請爲師授。其受戒者入諸佛界菩薩數中。超過三劫生死之苦。是故應受。有而犯者勝無不犯。有犯名菩薩。無犯名外道。」（大正 74、702 中）の文を記している。

『臨時受戒略次第』

本書は延応元年（1239 年）に良祐が記した書を書写したものである。略次第という題名ではあるが、略されているのは各項目の中の内容が略されている意であり、次第は例えば鐘、開中門、入道、行道、啓白、十二門戒などと記されている。それぞれの意味や内容などには触れておらず、式に出仕する僧の手文のような形か、または記録として残されたもののか。

臨時受戒というものがどのようなものかは未だ調査中であるが、臨終出家と同意の可能性もある。

臨終出家とは、死の数日前もしくは数時間前に行われる出家であり、人々が自らの死を自覚した時に行うものである。近年の研究により、その成立の時代背景が検討されてきた²⁾。臨終出家としてその事実が定着するには時代が下るが、およそ淳和上皇が崩御以前に出家したという『本朝皇胤紹運録』の記載を認めて、その起こりとされている。それ以降においても、次第に仏教が日本文化において重要な役割も担っていくことで、貴族達の間で仏教に対する強い信仰が認められ、浄土思想等と結びついて僧侶となることへの願望、或いは来世への望みが広まっていった。青蓮院は代々皇族出身の僧侶がその門主の職を承けていた関係上、普段から皇族や貴族との関わりがあったはずである。よって貴族達の臨終に際し、青蓮院の門主乃至は寺に携わる僧侶が、出家授戒を行ったという可能性は捨てきれない。

いま 1 つ臨時という語について考えられるのは、何らかの事情で正式な作法ができない、又は公に行うことができない場合であろうか。本書の表紙には「延応元 慈禪受戒之時 和尚慈深御筆」と書かれ、尊助の次の門主に当たる慈禪が受戒するに当たり、戒和尚であるのか、又は何らかの役僧となっていた青蓮院の慈深が筆録したものとしてある。慈禪の受戒が延応元年だという事は、他の書物にも記されていることであるので、臨終出家というよりは、後者の方が可能性は高いかもしれない。然し、そうであれば慈禪の受戒は延応元年（1239 年）であるのに対し、慈深の出家は永仁 2 年（1294 年）である。慈禪の受戒の年代に慈深は存在しないので、2 人の直接的な関係は無いはずである。故に先の一文は未だ検討の余地があり、青蓮院における相承系譜並びに式の出仕者を更に考察する必要がある。

『十善戒略作法』

本書は十戒を授けるに当たり、厳格な儀式を用いるのではなく、極めて簡易的な次第をとって記されたものである。著作年代は寛永時代。おそらくは貴族階級、または民衆に授ける為のものであろう。戒相として十戒が説かれるが、それぞれ身口意の三業に分配される。不殺・不盜・不邪淫を護ることは身善業に当たり、不妄語・不兩舌・不惡口・不綺語は口善業、不嫉妬・不瞋恚・不憍慢邪見は意善業に当たると説く。この十善戒について「十善トハ衆善ノ源、諸戒ノ本也。之二背ク者ヲハ十惡ト称シ、雲ノ月ヲ覆フカ如シ。之ヲ行スル者ヲハ十善ト名ク。炬ノ闇ヲ消スカ如シ。」と戒の功德を顕し、また「一念モ之ヲ持テハ往生ノ勝因ト成リ、小分モ之ヲ行スレハ成仏直道ト為ル。仍テ一心ニ此ノ戒ニ歸シ、三宝必ス納受シタマヘ。」として、来世の往生、現世の成仏を説いて受者を仏道に引入し、その成就を願っている。

後半には「八齋戒略作法」が載せられている。八齋戒とは、在家の衆生が一日一夜を通して持つ八の戒である。「若シ一日一夜八戒齋ヲ受持スレハ、命終ト欲スル時、阿弥陀仏ト諸ノ眷属トヲ見ル。」と、先の受戒と同じく往生の要因としての役割を果たすことを説いている。

戒律の本来的な意味が道徳的思想から人間としての在り方を捉える規範であったのに対し、後にそれは仏となることの大前提として戒を行ずることの意義を説くようになり、ここに至って極楽往生の要因となったのである。当時の仏教の教えと、民衆の求める答えが、

一戒をも護ること、その小善によって往生するという思想に向いていたことを物語っている。本書の記す内容は大変意義のあるものである。

『梵網經十重禁』

本書は『梵網經盧舍那仏説菩薩心地戒品』の下巻、「我今盧舍那〜」（大正 24、1003 下）から始まる偈から、四十八輕戒を説く前文までを記したものである。著作年代は貞和 2 年（1346 年）11 月 12 日。筆者は良ショウ（変換不可：羊の下に水）。内容に関しては經文の書写であるので、論疏として特筆すべきものは無い。然し注目すべきは、全ての文字に博士（音位を明確に楽譜に表したもの）が施してあり、この全てが声明で唱えられるように書かれていることである。書き込みには朱も足されており、事細かに記されている。音の高さや振り仮名、息継ぎ等まで細部に渡っている。虫食いがあり、全てを解読することはできないが、「首尾独声」と記されていることから、受戒の際などに、声明師が 1 人で唱えたのであろうか。現行でも灌頂の際には、声明衆が式中に裏方として声明を唱えているが、当時は受戒の際にも同様の事が行われていた可能性がある。現在では忘れられた、貴重な資料である。

更には、『梵網經』の後に恵心僧都源信作『天台圓宗三大部鈎名目』の中に説かれる、「四十八輕戒略頌」（仏全 31、379 中）が載せられ、同じく博士が付されている。

2) 研究内容

研究分担者（関口）は、三觀思想について研究している。中世における三觀の捉え方を研究するにあたり、青蓮院所蔵の三觀義末疏を実見した。

『恵心流口傳 智一心三觀』

著者並びに書写年代は不明。1 枚の紙に書かれた書である。字体から見て南北朝時代のものかと思われる。

内容は自然・万物のありのままをうたった詩で記されている。中には「金谷ノ春ノ花〜」という一文もあり、源氏物語の引用を思わせる。また、「法花ヲモ行ゼズ、止觀ヲモ修ゼズ、一塵三惑ヲモ断ゼズ、一句ノ法ヲモ悟ラズ。」などの文章は、正に本覚思想のものであり、現実世界のありのままの相を肯定する思想である。

中世の叡山、中興の祖良源の下には、源信と覚運という 2 人の代表的弟子がいた。後世では彼らの流派を恵心流・檀那流と称し、それぞれの思想を本覚思想・始覚思想と位置づけた。本覚思想は先述の通り、現実

を肯定的に捉えることで、衆生の本来の在り方、自由にして無作為な生き方こそが、仏の相そのものであると観るものである。天台におけるその基本構造は、「生死即涅槃」や「煩惱即菩提」などの語によって代表されるが、空思想による不二の立場から、現実の而二の立場に立ち返り、さらにはその現実の立場こそを肯定的に見ることから起こっている。本覚思想の発展としては、このような物の見方が出来る状態を、簡単に言えば一心三觀を修していることと同じであると考えられ、その一心三觀をあまりにも強調していくようになる。言わば、それを持っていることだけに執着していく。後にこの思想は口傳という形で伝えられ、その思想を書き記した書を相伝することを、切紙相承と呼ぶ。今回調査したものは正にこれである。おそらくはこの書に記された思想を了解し、その通りに万物を捉えられるようになることが、智の一心三觀を体得したということなのであろう。

④ 研究の課題と発展

この調査により、さまざまな観点による解釈、緻密な校訂の書物を撮影することができ、多くの意義ある結果を得た。特に戒律関係の書物においては、皇室出身の僧の出家並びに受戒の在り方を確認し、又その思想の中に浄土宗系の信と戒を結びつけたものを調査することができた。更には、戒律を遵守することが仏道成就の根本であり、追っては成仏の起因となることは仏教創始以来の基本的解釈であったが、浄土思想の普及により死後に極楽往生するための要因と考えられるようになっていたことが確認できた。しかしながら、撮影した書物の中には写本のもの、虫食いが進んでいるもの、記家文字で書かれたものなどが含まれており、それらの書物を読解し、完全に理解することは容易ではない。今後もさらなる検討と研究を重ねていく予定であり、この調査が中世における仏教思想やその変遷を探っていく上で、後々意義を持つと思われる。

註

- 1) 吉田清「信空における圓頓戒相承について」『印度学仏教学研究』14（2）
- 2) 三橋正「臨終出家の成立とその意義」『日本宗教文化史』第 1 巻
元永常「往生伝における臨終出家」『印度学仏教学研究』53（2）